

年金受給者の皆さんへ 源泉徴収票が 送付されます

☎ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

※050で始まる電話からは

☎03・6700・1165

草津年金事務所 国民年金課

☎077・567・2220

☎077・562・9638

日本年金機構では、老齢年金受給者へ1月下旬に「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」を送付します。確定申告の際に必要ですので、大切に保管してください。

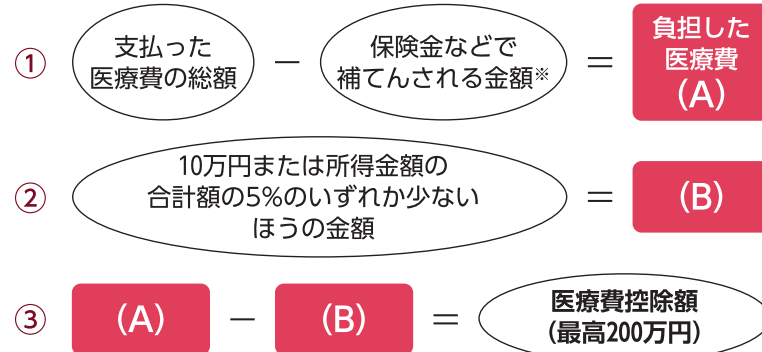
※障害年金や遺族年金は課税対象ではないので、源泉徴収票は送付されません。

医療費控除

本人や生計を一にする家族の医療費を支払ったときまたは医薬品を購入した場合、医療費控除として所得から差し引くことができます。

控除できる金額は？

医療費控除額の計算方法



※「保険金などで補てんされる金額」とは、健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金のほか、生命保険契約（簡易保険などを含む）の医療保険金、入院給付金などのことです。

寝たきりや認知症などの高齢者が 障害者控除の対象になります

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、認定基準に該当する人は、認定書の交付を受けることができます。認定書を申告時に提示すると所得税や市県民税の障害者控除が受けられます。

認定書に有効期限はありませんが、原本をなくしたときや、認定時に比べ認知症や寝たきりの程度が変わったと思われるときは相談してください。

■申請方法 申請書を☎へ提出。後日認定書を交付します。

■認定基準（次のいずれかに当てはまる人）

	日常生活自立度（介護保険認定調査票）		身体障がいの程度 （指定医の診断書）
	障がい高齢者	認知症高齢者	
特別障害者 控除	BまたはC （寝たきり状態が6か月以上）	ⅣまたはM	身体 （1級・2級）
障害者 控除	—	ⅡまたはⅢ	身体 （3級～6級）
☎	高齢福祉課（保健センター） ☎71・2356 ☎72・1481		社会福祉課（東庁舎） ☎71・2364 ☎72・3788

おむつ代は医療費控除 として申告できます

☎高齢福祉課（保健センター）

☎71・2356 ☎72・1481

介護保険要介護認定を受けている人が申告できます。1年目は医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は市が発行する「おむつ代の医療費控除にかかる確認書」で申告することができます。

■申請方法

申請書を☎へ提出。後日確認書を交付します。

※申請には所定の要件があります。詳しくは☎へ。

申告書などは国税庁ホームページで作成できます

「確定申告書等作成コーナー」の操作など

☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901

マイナンバーカードの利用に関すること

☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178



国税庁ホームページ

確定申告の準備はお早めに！ 提出期間は2月16日（火）から3月15日（月）です

☎水口税務署

☎62・0314（代）

税務課（東庁舎）

☎71・2319

☎72・2460

申告には、収入が分かる書類や控除証明書などの書類が必要です。事業（営業・農業）や不動産の所得の申告は、必ず事前に収支内訳書を作成してください。

源泉徴収などですでに納めている所得税額より確定申告書で計算した所得税額が少ない場合の還付申告については、1月から税務署ですることができます。

※平成28年分以降の確定申告書などを提出する際はマイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。

※市の申告受付の日程などは、市ホームページと「広報こなん」2月号でお知らせします。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

あなたは必要？確定申告チェックスタート！

※あくまで大まかな判定ですので、ケースによっては申告要否が変わることがあります。

スタート！

令和2年中に収入がある

はい

次の①～④に該当するものへ進んでください

いいえ

市内に住む親族の控除対象扶養親族である

はい

Dへ

いいえ

Bへ

①

公的年金収入が
400万円以下である

はい

公的年金以外の所得が
ある

はい

ほかの会社の給与所得が20万円以下である。または、ほかの所得が20万円以下である

はい

Bへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

いいえ

Aへ

②

給与収入が2,000万円以下である

③

保険の満期返戻金など一時的な収入があり、収入－必要経費－50万円が0円より大きくなる

はい

Cへ

いいえ

Dへ

④

農業所得、不動産所得、事業所得のいずれかがある（自営業・外交員・内職など）

Cへ

A

所得税の確定申告が必要です

B

市・県民税（住民税）の申告が必要です（所得税の確定申告は不要です）

C

所得税または市・県民税（住民税）の申告が必要です（内容や金額により申告の種類が異なります）

D

申告の必要がありません

■昨年1年間、無収入の人でも市・県民税（住民税）の申告が必要な場合があります

- ・申告をしなければ一部税証明が発行されない場合があります。
- ・非課税収入（遺族年金・障害者年金など）や預貯金などで生計を立てていた人は住民税申告をしなければ、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象になりません。